

高松市通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 5 9 号

高松市通勤手当支給規則の一部を改正する規則

高松市通勤手当支給規則（昭和 3 3 年高松市規則第 1 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、高松市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年高松市条例第 2 8 号。<u>以下「給与条例」という。</u>）第 1 0 条の 5 の規定に基づき、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項を定めるものとする。 （支給の範囲及び手当の額） 第 2 条 略 2 ・ 3 略 4 育児休業法第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている	（趣旨） 第 1 条 この規則は、高松市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年高松市条例第 2 8 号。<u>次条第 5 項において「給与条例」という。</u>）第 1 0 条の 5 の規定に基づき、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項を定めるものとする。 （支給の範囲及び手当の額） 第 2 条 略 2 ・ 3 略 4 育児休業法第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている

職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たないものに対する第1項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「2,700円」とあるのは「1,350円」と、「5,500円」とあるのは「2,750円」と、「8,300円」とあるのは「4,150円」と、「1万1,100円」とあるのは「5,550円」と、「1万3,900円」とあるのは「6,950円」と、「1万6,700円」とあるのは「8,350円」と、「1万9,500円」とあるのは「9,750円」と、「2万2,300円」とあるのは「1万1,150円」と、「2万5,100円」とあるのは「1万2,550円」と、「2万7,900円」とあるのは「1万3,950円」と、「3万700円」とあるのは「1万5,350円」と、「3万3,500円」とあるのは「1万6,750円」と、「3万6,300円」とあるのは「1万8,150円」とする。

5～7 略

第8条 略

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額（通用期間が支給単位期間である定期券で価額の異なるものを発

職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たないものに対する第1項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「2,700円」とあるのは「1,350円」と、「5,500円」とあるのは「2,750円」と、「8,300円」とあるのは「4,150円」と、「1万1,100円」とあるのは「5,550円」と、「1万3,900円」とあるのは「6,950円」と、「1万6,700円」とあるのは「8,350円」と、「1万9,500円」とあるのは「9,750円」と、「2万2,300円」とあるのは「1万1,150円」と、「2万5,100円」とあるのは「1万2,550円」と、「2万7,900円」とあるのは「1万3,950円」と、「3万700円」とあるのは「1万5,350円」と、「3万3,500円」とあるのは「1万6,750円」と、「3万6,300円」とあるのは「1万8,150円」とする。

5～7 略

第8条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額（通用期間が支給単位期間である定期券で価額の異なるものを発

行しているときは、最も低廉となる定期券の価額)。ただし、交替制勤務に従事する職員等で、1か月当たりの平均通勤所要回数の少ないものについて、この額を支給単位期間の月数で除して得た額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1か月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

2 略

(支給日等)

第10条の2 第2条第1項又は第5項から第7項までに規定する通勤手当(同条第5項に規定する通勤手当にあつては、特別料金等の2分の1相当額に係る部分を除く。)は、支給単位期間に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として掲げる次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、その翌月)の給料の支給定日に支給する。ただし、給料の支給定日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- (1) 職員に新たに第2条第1項又は第6項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合

- (2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合(次条第2項

行しているときは、最も低廉となる定期券の価額)。ただし、交替制勤務に従事する職員等で、平均1か月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額を支給単位期間の月数で除して得た額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

2 略

(支給日等)

第10条の2 第2条第1項又は第5項から第7項までに規定する通勤手当(同条第5項に規定する通勤手当にあつては、特別料金等の2分の1相当額に係る部分を除く。)は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。ただし、給料の支給定日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

[新設]

[新設]

第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。)

2・3 略

4 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間に係る最初の月(第1項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月)であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに第2条第1項又は第6項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

(2) 前号に掲げるものの以外の支給単位期間 当該支給単位期間に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

5 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

(支給の始期及び終期等)

第11条 通勤手当の支給は、職員に新たに第2条第1項又は第6項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死

2・3 略

4 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

(支給の始期及び終期)

第11条 通勤手当の支給は、職員に新たに第2条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤

亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条第1項又は第6項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

（1） 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

（2） 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日を、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

[新設]

[新設]

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

4 第2条第5項に規定する通勤手当（特別料金等の2分の1相当額に係る部分に限る。）については、第2項の規定にかかわらず、その月額を変更すべき事実の生じた日の属する月から支給額を改定する。

（返納及びその事由並びに額等）

第11条の2 略

2 前項の離職その他の事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第2条第1項又は第6項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2)～(4) 略

[新設]

[新設]

3 第2条第5項に規定する通勤手当（特別料金等の2分の1相当額に係る部分に限る。）については、前項の規定にかかわらず、その月額を変更すべき事実の生じた日の属する月から支給額を改定する。

（返納及びその事由並びに額等）

第11条の2 略

2 前項の離職その他の事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第2条の職員たる要件を欠くに至った場合

(2)～(4) 略

3 交通機関等、自動車等又は駐車場等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額

(2) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等に係る通勤手当の額

4 第1項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月（前項第2号に掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

3 交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額とする。

[新設]

[新設]

4 第1項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間の開始)

第11条の3 略

2 月の中途において休職等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

[削る]

(支給できない場合)

第12条 第2条第1項又は第6項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第13条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第2条第1項及び第5項から第7項までの職員たる要件を具備するかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券、契約書、領収書等の提示若しくはこれらの写し

(支給単位期間の開始)

第11条の3 略

2 月の中途において休職等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第12条 第2条の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第13条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第2条の職員たる要件を具備するかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券、契約書、領収書等の提示若しくはこれらの写しの提出を求め、又は通勤の実情を

の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、
随時確認するものとする。

実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

別記様式（第3条関係）

通 勤 届															
任命権者殿	所 属			届出の理由 □1 新規（□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） □2 住所の変更 □3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更 □4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 □5 その他（ ） 届出の理由が生じた日 年 月 日											
	職 名		氏 名												
住所															
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場の支給要件	駐車場の所在地	駐車場の料金の	駐車場の利用形態					
1	□		km・	分		円			円						
2	□		km・	分		円			円						
3	□		km・	分		円			円						
4	□		km・	分		円			円						
5	□		km・	分		円			円						
通勤経路の略図（交通機関等を利用する部分は赤線で示すこと。） □ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。） □ 往路と帰路が異なっている。 （理由・ ） □（駐車場を利用する場合）職員の配偶者若しくは高松市職員の給金に関する条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でない。）						合 計 額		円							
						確 認 及 び 決 定 欄									
						該 当 規 定 手 当 月 額									
						規則第2条第1項第1号（交通機関等）						円			
						規則第2条第1項第2号（自動車等）						5 km未満	円		
5 km以上 5	円														
10km未満	円														
km以上 5	円														
総通勤距離	km・	給与改定等改正による運賃等の額				5 km未満	円								
総所要時間	時間 分	年 月 日改正	円				5 km以上 5	円							
距離2 km未満で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な理由		年 月 日改正	円				10km未満	円							
年 月 日改正		円				km以上 5	円								
年 月 日改正		円				支 給 の 始 期									
年 月 日改正		円				年 月 日開始									
上記事実の証明書	別添のとおり	年 月 日改正	円				年 月 日受理								

記入上の注意（太枠内に届出者は記入しないこと。）
(1) この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
(2) 「届出の理由」欄には、該当する□にレ印を付する。
(3) 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、原動機付自転車、自転車、電車、バスの別及び交通機関等を利用する区間においては○◎線等の別を併せて記入する。
(4) 「距離」欄には、徒歩、自動車等は通勤経路の距離を、交通機関等はその営業キロ程をそれぞれ記入する。
(5) 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6か月）、10枚綴り回数券、優待乗車券等の別を記入する。
(6) 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6か月）の価額、10枚綴り回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
(7) 「駐車場の支給要件」欄には、高松市通勤手当支給規則第2条の3各号に掲げる職員から該当する号番号を記入する。
(8) 「駐車場の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（○市○丁目○番○号等）を記入する。
(9) 「駐車場の料金の」欄には、実際に負担する額（駐車場の都度その料金を支払う場合の場合は1回の利用額）を記入する。
(10) 「駐車場の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（○箇月）、1回払い、回数券（○枚綴り○円）等の別を記入する。

別記様式（第3条関係）

通 勤 届															
任命権者殿	所 属			届出の理由 □1 新規（□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） □2 住所の変更 □3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更 □4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 □5 その他（ ） 届出の理由が生じた日 年 月 日											
	職 名		氏 名												
住所															
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場の支給要件	駐車場の所在地	駐車場の料金の	駐車場の利用形態					
1	□		km・	分		円			円						
2	□		km・	分		円			円						
3	□		km・	分		円			円						
4	□		km・	分		円			円						
5	□		km・	分		円			円						
通勤経路の略図（交通機関等を利用する部分は赤線で示すこと。） □ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。） □ 往路と帰路が異なっている。						合 計 額		円							
						確 認 及 び 決 定 欄									
						該 当 規 定 手 当 月 額									
						規則第2条第1項第1号（交通機関等）						円			
						規則第2条第1項第2号（自動車等）						5 km未満	円		
5 km以上 5	円														
10km未満	円														
km以上 5	円														
総通勤距離	km・	給与改定等改正による運賃等の額				5 km未満	円								
総所要時間	時間 分	年 月 日改正	円				5 km以上 5	円							
距離2 km未満で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な理由		年 月 日改正	円				10km未満	円							
年 月 日改正		円				km以上 5	円								
年 月 日改正		円				支 給 の 始 期									
年 月 日改正		円				年 月 日開始									
上記事実の証明書	別添のとおり	年 月 日改正	円				年 月 日受理								

記入上の注意（太枠内に届出者は記入しないこと。）
(1) この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
(2) 「届出の理由」欄には、該当する□にレ印を付する。
(3) 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、原動機付自転車、自転車、電車、バスの別及び交通機関等を利用する区間においては○◎線等の別を併せて記入する。
(4) 「距離」欄には、徒歩、自動車等は通勤経路の距離を、交通機関等はその営業キロ程をそれぞれ記入する。
(5) 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6か月）、10枚綴り回数券、優待乗車券等の別を記入する。
(6) 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6か月）の価額、10枚綴り回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
(7) 「駐車場の支給要件」欄には、高松市通勤手当支給規則第2条の3各号に掲げる職員から該当する号番号を記入する。
(8) 「駐車場の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（○市○丁目○番○号等）を記入する。
(9) 「駐車場の料金の」欄には、実際に負担する額（駐車場の都度その料金を支払う場合の場合は1回の利用額）を記入する。
(10) 「駐車場の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（○箇月）、1回払い、回数券（○枚綴り○円）等の別を記入する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高松市通勤手当支給規則の規定（別記様式を除く。）及び附則第3項の規定による改正後の高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和8年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに第2条第1項若しくは第6項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の高松市通勤手当支給規則第11条の3第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の高松市通勤手当支給規則第2条第1項に規定する支給単位期間は、同年10月から開始するものとする。

(高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年高松市規則第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(2号会計年度任用職員の通勤手当の支給) 第11条 高松市通勤手当支給規則（昭和33年高松市規則第13号。以下「通勤手当規則」という。）第2条（第4項及び第5項を除く。）から第3条（第3項及び第4項を除く。）まで、第5条（第2項を除く。）、第6条から第8条まで、第10条の2（第2項を除く。）及び第11条（<u>第4項</u>を除く。）から第13条までの規定は、2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、通勤手当規則第2条第3項第1号中「高松市職員の定年等に関する条例（昭和59年高松市条例第20号）第2条の規定による退	(2号会計年度任用職員の通勤手当の支給) 第11条 高松市通勤手当支給規則（昭和33年高松市規則第13号。以下「通勤手当規則」という。）第2条（第4項及び第5項を除く。）から第3条（第3項及び第4項を除く。）まで、第5条（第2項を除く。）、第6条から第8条まで、第10条の2（第2項を除く。）及び第11条（<u>第3項</u>を除く。）から第13条までの規定は、2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、通勤手当規則第2条第3項第1号中「高松市職員の定年等に関する条例（昭和59年高松市条例第20号）第2条の規定による退

職」とあるのは「任期の満了」と、同項第2号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年高松市条例第1号）第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高松市条例第54号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をし、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業」と、通勤手当規則第10条の2第1項中「第2条第1項又は第5項から第7項までに規定する通勤手当（同条第5項に規定する通勤手当にあつては、特別料金等の2分の1相当額に係る部分を除く。）」とあるのは「第2条第1項、第6項又は第7項に規定する通勤手当」と、通勤手当規則第11条の2第2項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業」とあるのは「又は育児休業法第2条の規定により育児休業」と読み替えるもの

職」とあるのは「任期の満了」と、同項第2号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年高松市条例第1号）第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高松市条例第54号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をし、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業」と、通勤手当規則第10条の2第1項中「第2条第1項又は第5項から第7項までに規定する通勤手当（同条第5項に規定する通勤手当にあつては、特別料金等の2分の1相当額に係る部分を除く。）」とあるのは「第2条第1項、第6項又は第7項に規定する通勤手当」と、通勤手当規則第11条の2第2項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業」とあるのは「又は育児休業法第2条の規定により育児休業」と読み替えるもの

とする。

（1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給）

第32条 通勤手当規則第2条（第4項及び第5項を除く。以下この項において同じ。）から第3条（第3項及び第4項を除く。）まで、第5条（第2項を除く。以下この項において同じ。）、第6条から第8条まで、第10条の2（第2項を除く。以下この項において同じ。）及び第11条（第4項を除く。以下この項において同じ。）から第13条までの規定は、月額で報酬を定める1号会計年度任用職員について準用する。この場合において、通勤手当規則第2条から第2条の4まで、第5条、第6条、第10条の2並びに第11条から第13条までの規定中「通勤手当」とあるのは「通勤に係る費用弁償」と、通勤手当規則第2条第3項第1号中「高松市職員の定年等に関する条例（昭和59年高松市条例第20号）第2条の規定による退職」とあるのは「任期の満了」と、同項第2号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年高松市条例第1号）第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高松市条例第54号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をし、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休

とする。

（1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給）

第32条 通勤手当規則第2条（第4項及び第5項を除く。以下この項において同じ。）から第3条（第3項及び第4項を除く。）まで、第5条（第2項を除く。以下この項において同じ。）、第6条から第8条まで、第10条の2（第2項を除く。以下この項において同じ。）及び第11条（第3項を除く。以下この項において同じ。）から第13条までの規定は、月額で報酬を定める1号会計年度任用職員について準用する。この場合において、通勤手当規則第2条から第2条の4まで、第5条、第6条、第10条の2並びに第11条から第13条までの規定中「通勤手当」とあるのは「通勤に係る費用弁償」と、通勤手当規則第2条第3項第1号中「高松市職員の定年等に関する条例（昭和59年高松市条例第20号）第2条の規定による退職」とあるのは「任期の満了」と、同項第2号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年高松市条例第1号）第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高松市条例第54号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をし、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休

業」という。)若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。))とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業」と、通勤手当規則第10条の2第1項中「第2条第1項又は第5項から第7項までに規定する通勤手当(同条第5項に規定する通勤手当にあつては、特別料金等の2分の1相当額に係る部分を除く。))」とあるのは「第2条第1項、第6項又は第7項に規定する通勤に係る費用弁償」と、通勤手当規則第11条の2第2項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業」とあるのは「又は育児休業法第2条の規定により育児休業」と読み替えるものとする。

2～4 略

業」という。)若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。))とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業」と、通勤手当規則第10条の2第1項中「第2条第1項又は第5項から第7項までに規定する通勤手当(同条第5項に規定する通勤手当にあつては、特別料金等の2分の1相当額に係る部分を除く。))」とあるのは「第2条第1項、第6項又は第7項に規定する通勤に係る費用弁償」と、通勤手当規則第11条の2第2項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは高松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業」とあるのは「又は育児休業法第2条の規定により育児休業」と読み替えるものとする。

2～4 略